

平成 26 年 8 月 16 日
公益財団法人 日本セーリング連盟
国体委員会

国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知) に関する質問の回答

8 月 10 日受理させて頂きました質問の回答を、ご報告申し上げます。

質問内容

文字の一部、例えば「ZERO」を「 ERO」にするだけでも
広告の意味をなさなくなるので、いいのではないか。
これは、テクノのクリュー部にある、「目玉」のようなデザインを
白を塗りつぶして、真っ黒の丸にすればよい、という物と同じ事かと…

適用する規則

“ISAF 広告規定 20.7 製造業者とセールメーカーのマーク” 及び、
“公益財団法人日本体育協会 国民体育大会企業協賛に関するガイドライン “

説明

ロゴ「ZERO」が“製造業者とセールメーカーのマーク”であるとして、
それに手を加えたマークは、
“製造業者とセールメーカーのマーク”として認められません。競技者広告となります。

別紙“国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知)”のとおり

国民体育大会においては、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドラ
イン」(平成 22 年 12 月 16 日制定)に基づき、**競技者の広告は認められません。**

認められるマークは、

“ISAF 広告規定 20.7 製造業者とセールメーカーのマーク”
“150mmx150mm の正方形に収まるマーク (製造業者とセールメーカーのマーク)”
各側 1 箇所のみです。

同様の理由で、

テクノのクリュー部にある、「目玉」のようなデザインを白を塗りつぶして、真っ黒の丸
も、**手を加えたマークは、**“製造業者とセールマーク”として認められません。競技者広
告となります。

なお、ISAF 広告規定は、下記のアドレスから入手出来ます。

<http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-reg>

http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/ISAFReg20_2012.pdf (邦訳つき)

以上、